

保護者 様

倉敷市立福田中学校
校長 三宅 勝

「暴風警報」・「特別警報」等の発令時の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本校教育にご理解とご協力を賜り、深く感謝しております。

さて、台風接近にともない、「暴風警報」「特別警報」等が発令された場合、次のように対応させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

臨時休業とする場合

午前6時の時点で

- ★ 「暴風警報」が発令されているとき
- ★ 倉敷地域に「特別警報」（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発令されているとき
- ★ 学校所在地（福田町古新田）に警戒レベル4（「避難指示」）が発令されているとき
- ※ 倉敷全域に「避難指示」が発令されている場合は、天候等の状況から判断し、臨時休業とする場合があります。

- ◆ 「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合の部活動については、朝練習を含め、停止となります。休業日、練習試合も同様の対応となります。
- ◆ 「暴風警報」「特別警報」の発令を知らずに登校した生徒については、速やかに下校するよう指導します。
- ◆ 登校した後、「暴風警報」「特別警報」が発令された場合は、諸機関と連携して対応します。下校の指示を出す場合は、安全面に十分配慮して帰宅をさせます。

★ 学校所在地（福田町古新田）に警戒レベル3（「高齢者等避難」）が発令されているとき

（1）登校前

通常通りの登校とするが、保護者の判断により登校を控えた場合、欠席扱いとはせず、出席停止とする。

（2）登校後

保護者から申し出があった場合、保護者の引き渡しを原則として、早退扱いにしない。

- ◆ 「大雨警報」や「〇〇注意報」の場合は、安全を確認して登校させてください。
「河川の増水、土砂崩れ等により生徒の通学に危険が予想され、登校を見合わせた」とお考えの場合は、その旨学校までご連絡ください。